

財産経営推進計画に則った再編検討手順 (再修正案)

資料1-2

再編コンセプト

● 施設種類ごとの配置方針をふまえ、評価手順を3つに分類

① 圏域内で機能重複が見られる施設種類	【機能重複評価】 圏域内の事業存続施設数を判定 【利用度評価】・【老朽度評価】 その施設数まで削減 ※圏域Ⅰ・Ⅱのみ実施 【更新時期評価】 削減・更新の実施時期を判定
② 機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類	【利用度評価】 相対的に利用が少ない施設を判定 【更新時期評価】 削減・更新の実施時期を判定
③ 配置方針ですでに事業方針(存続・廃止)を定めている施設種類	【更新時期評価】 事業方針の実施時期を判定

事業評価

【機能重複評価】

- 利用度により、サービス提供を維持できる範囲で機能重複を解消する

【利用度評価】・【老朽度評価】

- サービス提供の維持を前提に総量を削減するため、**総量削減の対象は相対的に利用が少ない施設とする**
- **圏域Ⅰ・Ⅱ施設は利用度に加え老朽度評価を追加**
利用が同程度の場合、施設規模が大きく更新費用がかさむことから、老朽度の高い施設を廃止の候補とする考え方に基づく
- 機能重複のある圏域Ⅲ施設は、**事業評価で存続・廃止の判定ができないため、圏域内の事業存続施設数に基づき、再編案作成において存続・廃止を検討**

【地域特性評価】⇒「評価事項」から「配慮事項」に変更

- 指定避難所等の地域特性は、一律の評価軸によらず、地域別実行計画の策定において地域との対話の中で必要に応じ反映

更新時期評価

- 適切な時期に改修や再編を実施するための評価
存続(改修・建替え)、廃止(解体等)の実施時期の目安を判定

再編案の作成

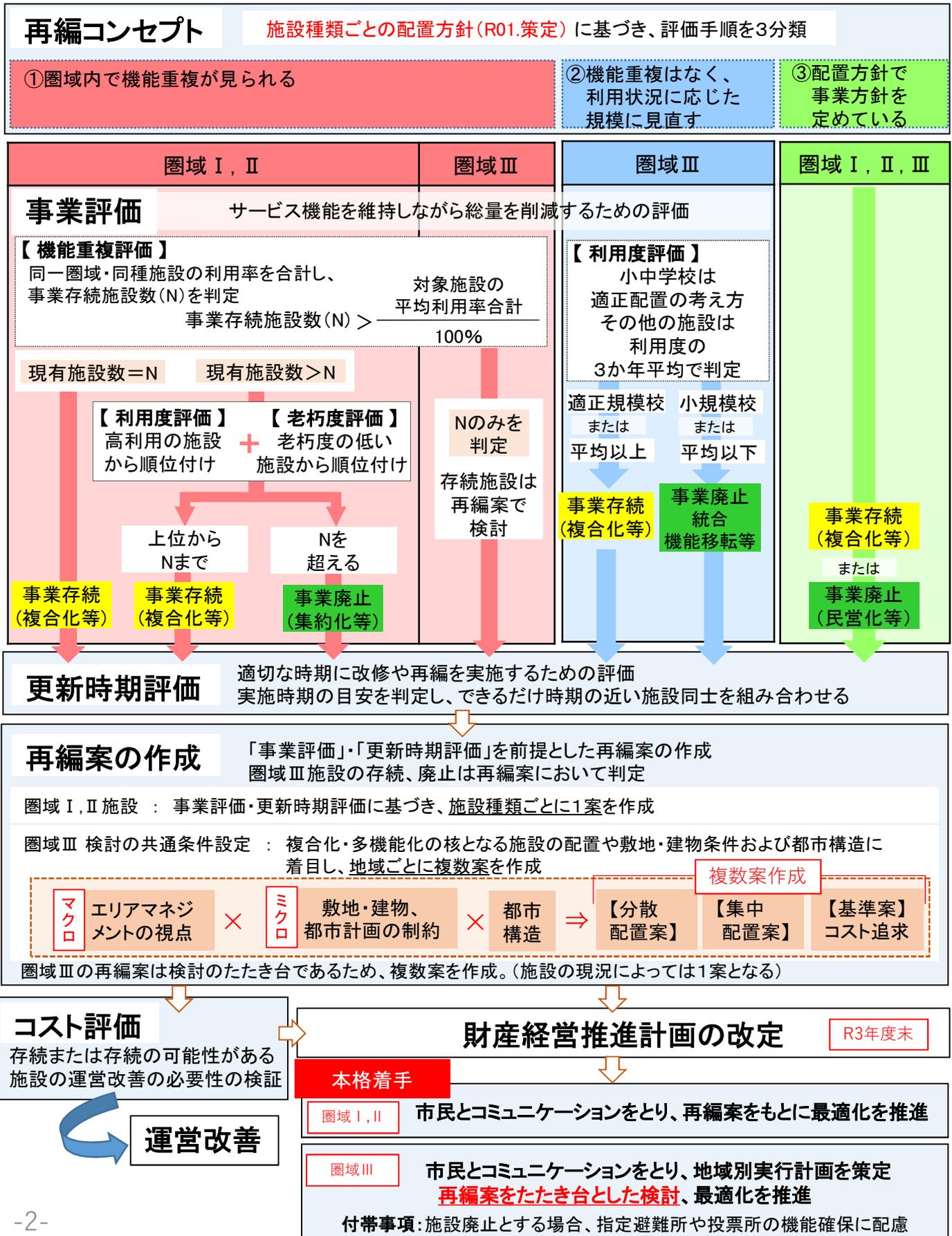
- 「事業評価」・「更新時期評価」結果を前提に作成。
圏域Ⅲは都市構造・特性を考慮し、再編案を複数作成

コスト評価

- 再編案において、存続とした施設を対象に、運営改善の必要性を検証

財産経営推進計画に則った再編検討手順(案)

第3回会議を踏まえた修正案



再編コンセプト

- 評価の手順を定めるための分類設定を行う。分類は以下の3通り。

- ① 圏域内で機能重複が見られる施設種類
- ② 機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類
- ③ 配置方針ですでに事業方針（存続・廃止）を定めている施設種類

用途	圏域Ⅰ（市）					圏域Ⅱ（区）					圏域Ⅲ（中学校区）					
	再編の基本的考え方	分類	事業評価			更新時期評価	再編の基本的考え方	分類	事業評価			再編の基本的考え方	分類	事業評価	更新時期評価	
			適正数	利用度	老朽度				適正数	利用度	老朽度					適正数
ホール施設	圏域内での集約を検討	①	○	○	○	○	圏域内での集約を検討	①	○	○	○	○	-	-	-	
コミュニティ系施設	維持 (機能重複がないため)	③	-	-	-	○	維持	③	-	-	-	○	原則地域に1施設をめざし、集約化	①	○	○
美術館	両館を維持	③	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
博物館・資料館	歴史博物館は現状を維持	③	-	-	-	○	圏域内で多機能化・複合化	③	-	-	-	○	圏域内で多機能化・複合化	③	-	○
文化財的施設	(圏域設定なし) 施設は保存・活用	③	-	-	-	-										
図書館	維持 (機能重複がないため)	③	-	-	-	○	維持	③	-	-	-	○	(地区図書館) 利用状況に応じ運営方法の見直し	②	-	○
													(地区図書室) 利用状況に応じソフト事業への転換や地域移管等を検討	②	-	○
スポーツ施設	(国際規格取得など高い機能を有する施設) 全施設共通の配置方針に反しない限り維持	①	○	○	○	○	(圏域Ⅰ、Ⅲの定義に該当しない施設)類似用途の施設が区内・隣接区に複数存在し、かつ、低利用・老朽化などの課題がある場合は集約。利用実態に応じ、コミュニティ系施設や学校体育施設との多機能化・複合化	①	○	○	○	○	(利用主体が地域住民) 利用実態に応じ、コミュニティ系施設や学校体育施設との多機能化・複合化	③	-	○
ひまわりクラブ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	小学校の余裕教室発生や更新時に順次複合化	③	-	-
子育て支援施設① (児童館)	維持 (機能重複がないため)	③	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	新設・更新せず小学校など地域の既存施設への機能移転	③	-	○
子育て支援施設② (子育て支援センター)	-	-	-	-	-	-	-	③	-	-	-	○	維持	③	-	○
高齢者福祉施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	老人憩の家：新設・更新せず老朽化や利用率が著しく低い施設は廃止、地域の拠点施設へ機能移転	③	○	○
保健福祉施設	維持 (機能重複がないため)	③	-	-	-	○	維持 (機能重複がないため)	③	-	-	-	○	老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設は、コミュニティ系施設等を活用した健診機能の確保や、多機能化・複合化	②	-	○
幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5圏に再編（沼垂、新津第一、新津第三、結、西を存続予定）、センター的役割を果たす幼稚園へ集約	③	-	○
保育園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	民営化を推進し現在の施設の半数程度を目標に集約	③	-	○
小中学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	適正規模の考え方に基づき小規模校は集約化・複合化	②	-	○
公設デイサービスセンター	-	-	-	-	-	-	廃止・民営化	③	-	-	-	-	-	-	-	-
公営住宅	継続管理または建替を前提としない当面管理	-	-	-	-	-										
畜場	ピーク時（R22）以降集約化	③	-	-	-	○	ピーク時（R22）以降集約化	③	-	-	-	○	-	-	-	-

再編コンセプト①の評価手順について

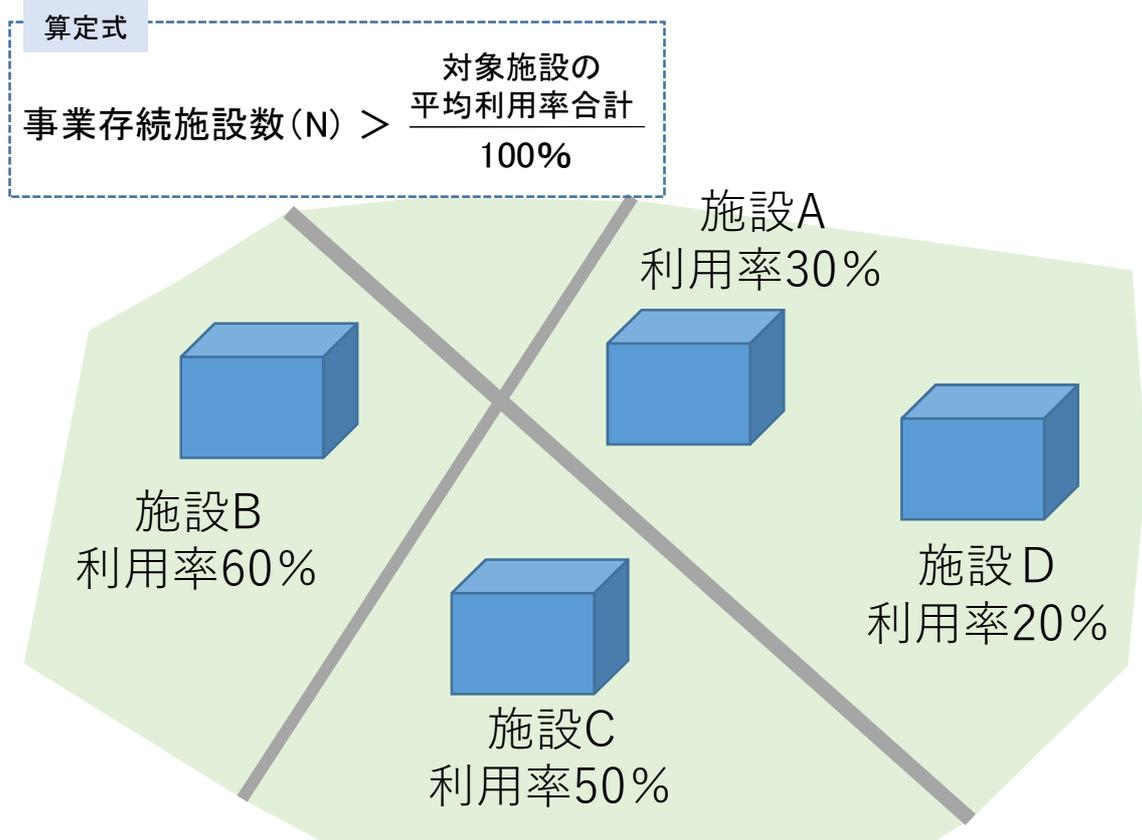
事業評価（機能重複評価）

【目的】

- 同一種類、同一圏域内に機能重複がある施設において、現在の利用者が同一圏域内で同一機能を利用できる範囲で機能重複を解消し事業を存続する施設数を判定することを目的とした評価。
- 施設種類ごとの配置方針で定めた「原則1施設」を出発点とし、サービス機能の維持に必要と考えられる施設数を判定する。

【手法】

- 圏域内の同一種類の施設の3か年平均利用率を合計。
- 再編後の事業存続施設数は、合計値を100パーセントで除した値と定義する。
- 圏域1施設は国県等の類似施設が存続するものとして評価に含める。



【評価結果】

- 圏域内の平均利用率の合計 = $30 + 60 + 50 + 20 = 160\%$
→ 2施設を事業存続施設とすることにより、現在の利用者はこれまでのサービス機能の利用ができるものとして判定

再編コンセプト①の評価手順について（圏域Ⅰ・Ⅱで実施） 事業評価（利用度評価）

【目的】

- 利用状況に応じた施設規模に見直すため、相対的に利用の少ない施設を抽出。

【手法・活用方法】

- 同一種類・同一圏域内にある施設の利用率または利用量に基づき、利用度の高い順に順位を設定。ただし利用率±5%、年間利用者数±1,000人以内の施設間には大きな差がないと考えられることから、同じ順位と判定。
- スポーツ施設のうち、プールは個人利用が主であることから、利用量を指標とする。
- プールを除くスポーツ施設は面貸しが主で、利用のされ方が全市的であることから、全市での利用率に基づき判定。ただし配置が特定の区に偏らないよう、配置バランスには圏域の考えを適用する。
- 分類①における評価対象及び指標は以下の通り。

ホール施設	ホール部分の利用率（利用コマ数/利用可能コマ数）
スポーツ施設（プール）	利用量（年間利用者数）
スポーツ施設（プール以外）	利用率（利用コマ数/利用可能コマ数）※体育館は500㎡以上

事業評価（老朽度評価）

【目的】

- 利用状況に応じた施設規模に見直すため、近い時期に大規模な更新費用が必要な状態にある老朽度の高い施設を抽出。

【手法・活用方法】

- 同一種類・同一圏域内にある施設の老朽化率（1-減価償却累計額/取得価額）の低い順に順位付けを行う。

再編コンセプト①の評価手順について（圏域Ⅰ・Ⅱで実施）

利用度評価・老朽度評価の判定方法

- 利用度、老朽度評価それぞれ上位から「○：3点」「△：2点」「×：1点」とし、得点の合計値の上位を存続と判定
- 得点と同値となる場合には、**利用度評価が上位の施設**を存続と判定

例1) 得点の合計値に差がある場合 ⇒ 得点の上位施設を存続と判定

施設名称	利用度評価	老朽度評価	得点	事業方針
A施設	○	○	6	存続
B施設	△	△	4	廃止
C施設	×	△	3	廃止
...	×	×	2	廃止

例2) 得点と同値となる場合 ⇒ 利用度評価が上位施設を存続と判定

施設名称	利用度評価	老朽度評価	得点	事業方針
A施設	○	×	4	存続
B施設	×	○	4	廃止

例3) 利用率に大きな差がない場合 ⇒ 老朽度評価の上位施設を存続と判定

施設名称	利用度評価	老朽度評価	得点	事業方針
A施設(利用率65%)	○	×	4	廃止
B施設(利用率62%)	○(差がないものとする)	○	6	存続
C施設(利用率40%)	×	△	3	廃止

再編コンセプト②の評価手順について

事業評価（利用度評価）

【目的】

- 利用状況に応じた施設規模に見直すため、相対的に利用の少ない施設を抽出。

【手法・活用方法】

- 評価手順②は、地区図書館・図書室、保健福祉施設、小学校・中学校が対象。（いずれも圏域Ⅲ施設）
- 地区図書館・図書室は利用度が中央値を下回る施設の事業を地域移管やソフト事業への転換の対象とする。
施設規模が異なることから地区図書館、図書室それぞれを母集団とし、それぞれ市内全施設を対象に比較検討する。
- 保健福祉施設は利用度が平均値を下回る施設においても事業存続とするが、再編案作成時に積極的に複合化を検討する施設とする。
- 小学校・中学校については適正配置の考え方に基づき学級数を指標とし、複式学級を含む学校は近隣校との「統合」、複式学級を含まない小規模校は「統合または複合化」の対象と判定する。

対象となる施設種類の評価指標は以下の通り。

施設種類	評価指標
地区図書館・図書室	貸出冊数／日
保健福祉施設	諸室の利用率（利用コマ数／利用可能コマ数）
小学校・中学校	学級数により小規模校か適正規模校以上を判断 小規模校 中学校 8 学級、小学校 11 学級以下 複式学級を含む小規模校 中学校 2 学級、小学校 5 学級以下

施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②）

ホール施設（圏域Ⅰ・Ⅱ）

評価手順①：圏域内で機能重複が見られる施設種類

機能重複評価

- 同一圏域内の同種施設の利用率（ホール部分の利用率の平均値）を合計し、事業存続施設数(N)を判定

$$\text{事業存続施設数 (N)} > \frac{\text{対象施設の平均利用率合計}}{100\%}$$

現有施設数=N
圏域内にN施設のみ

現有施設数>N
圏域内にN+1施設以上

利用度評価
相対的に利用の
低い施設を判定

老朽度評価
老朽度の高い
施設を判定

得点順にNまで

得点順にN超

事業存続
(複合化)

事業存続
(複合化)

事業廃止
(集約化)

【アウトプット（イメージ）】

- 事業評価により、存続か廃止かが決定する。

例)

施設名称	利用度評価	老朽度評価	得点	事業方針
Aホール	○	○	6	存続
Bホール	△	△	4	存続
Cホール	×	○	4	廃止
...	×	×	2	廃止

※圏域Ⅰ施設は類似機能を持つ国・県施設が存続するものとして評価に含める。

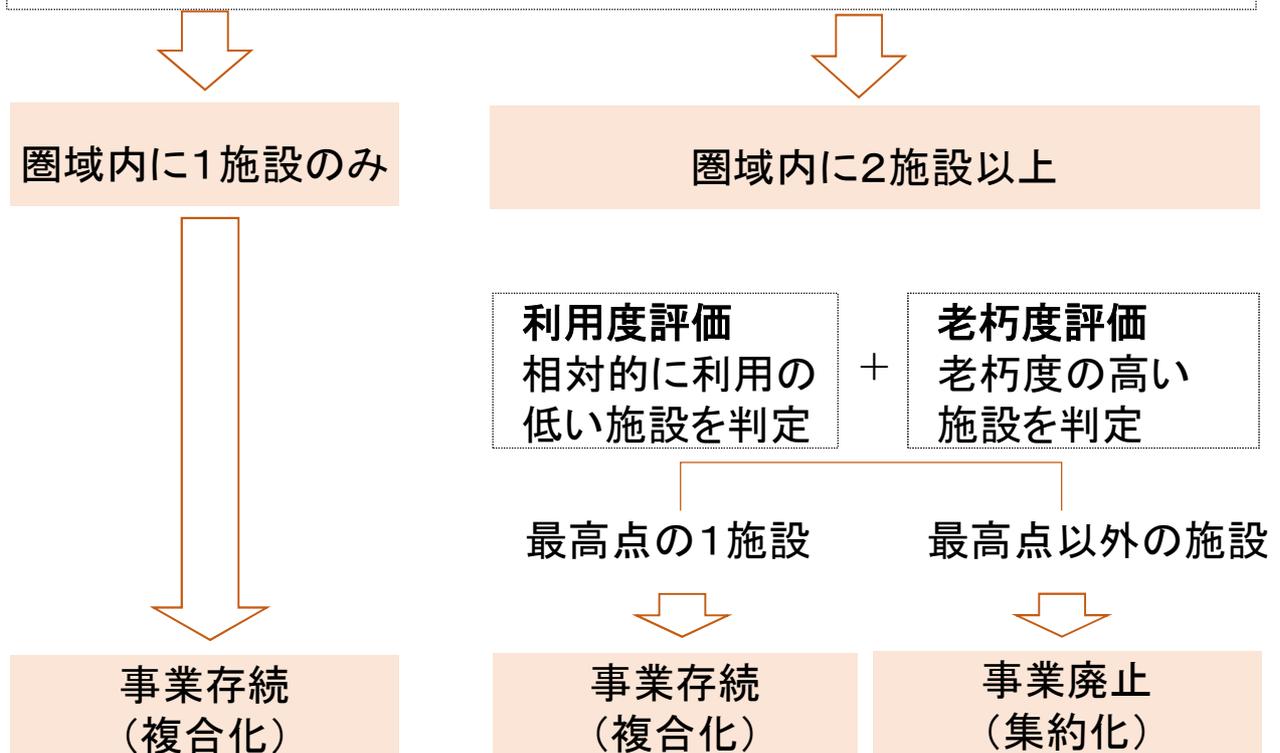
施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②）

スポーツ施設（プール）（圏域Ⅰ・Ⅱ）

再編コンセプト:①圏域内で機能重複が見られる施設種類

機能重複評価(プール)

- 同一圏域内(同一区内)に同種施設が複数あるかを確認。複数ある施設は圏域内に存する施設の利用量(3か年平均利用者数)を相対比較する
- プールは専用利用(面貸し)がほとんどなく、個人利用が主であるため、事業存続施設数評価によらず、圏域内に原則1施設を目指す配置方針の基本的な考え方を適用



【アウトプット】

- 事業評価により、存続または廃止を判定する。

施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②） スポーツ施設（プールを除く）（圏域Ⅰ・Ⅱ）

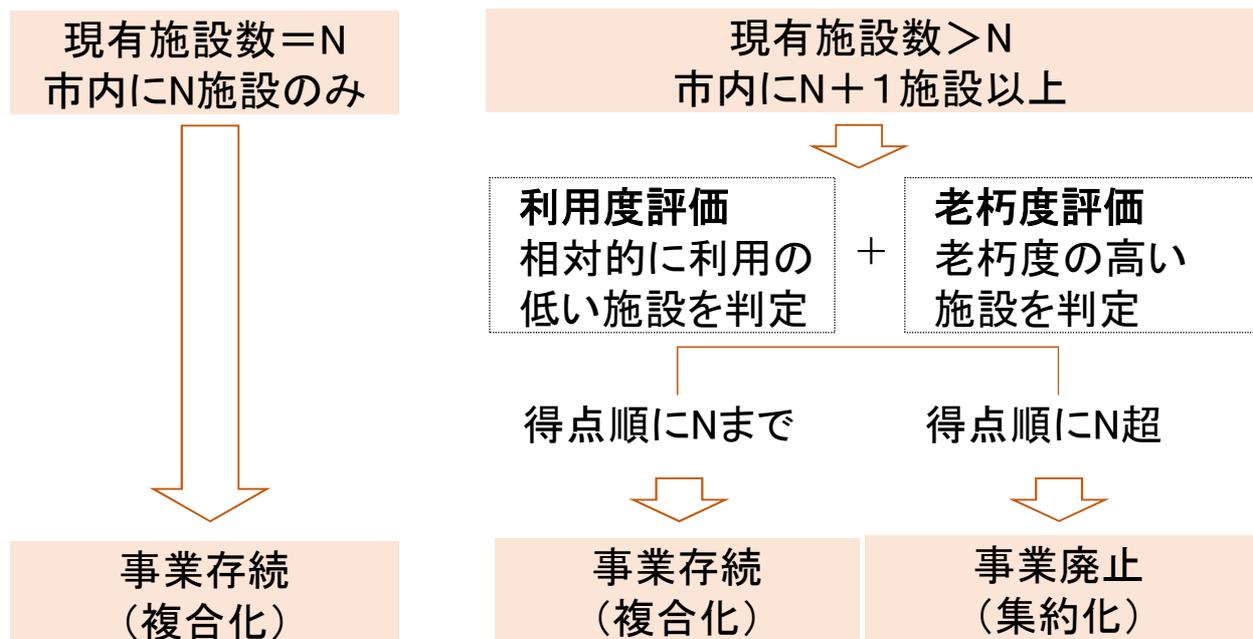
再編コンセプト:①圏域内で機能重複が見られる施設種類

機能重複評価(体育館・武道場)

- 同種施設の利用率(面貸している箇所の利用率の平均値)を合計し、市全体の事業存続施設数(N)を判定

$$\frac{\text{対象施設の利用率合計}}{\text{事業存続施設数(N)}} \leq 100$$

※圏域Ⅱのプールを除くスポーツ施設は、専用利用(面貸し)の利用圏域が全市(圏域Ⅰ相当)と考えられることから、機能重複評価は全市で行う。



【アウトプット】

- 事業評価により、存続または廃止を判定する。
- 存続施設が特定の区に偏っていないかチェック。

※圏域Ⅰ施設は類似機能を持つ国・県施設が存続するものとして評価に含める。

※体育館に併設されているトレーニング室は、体育館機能の一部と考えられることから、単独で評価せず、体育館の評価に応じて存続または廃止を判定する。

施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②） コミュニティ施設（圏域Ⅲ）

再編コンセプト:①圏域内で機能重複が見られる施設種類

※事業評価では、事業存続施設数を判定。

存続・廃止は再編案の作成において検討する。

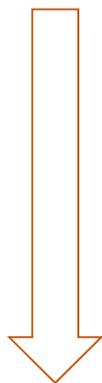
機能重複評価

- 同一圏域内の同一種類の施設の3か年平均利用率を合計し、事業存続施設数(N)を判定

$$\text{事業存続施設数(N)} > \frac{\text{対象施設の平均利用率合計}}{100\%}$$



現有施設数=N
圏域内にN施設のみ



事業存続
(複合化)



現有施設数>N
圏域内にN+1施設以上



存続または廃止
再編案において存続・廃止候補とする

【アウトプット】

- 再編案作成の条件として、当該地域の事業存続施設を判定する。

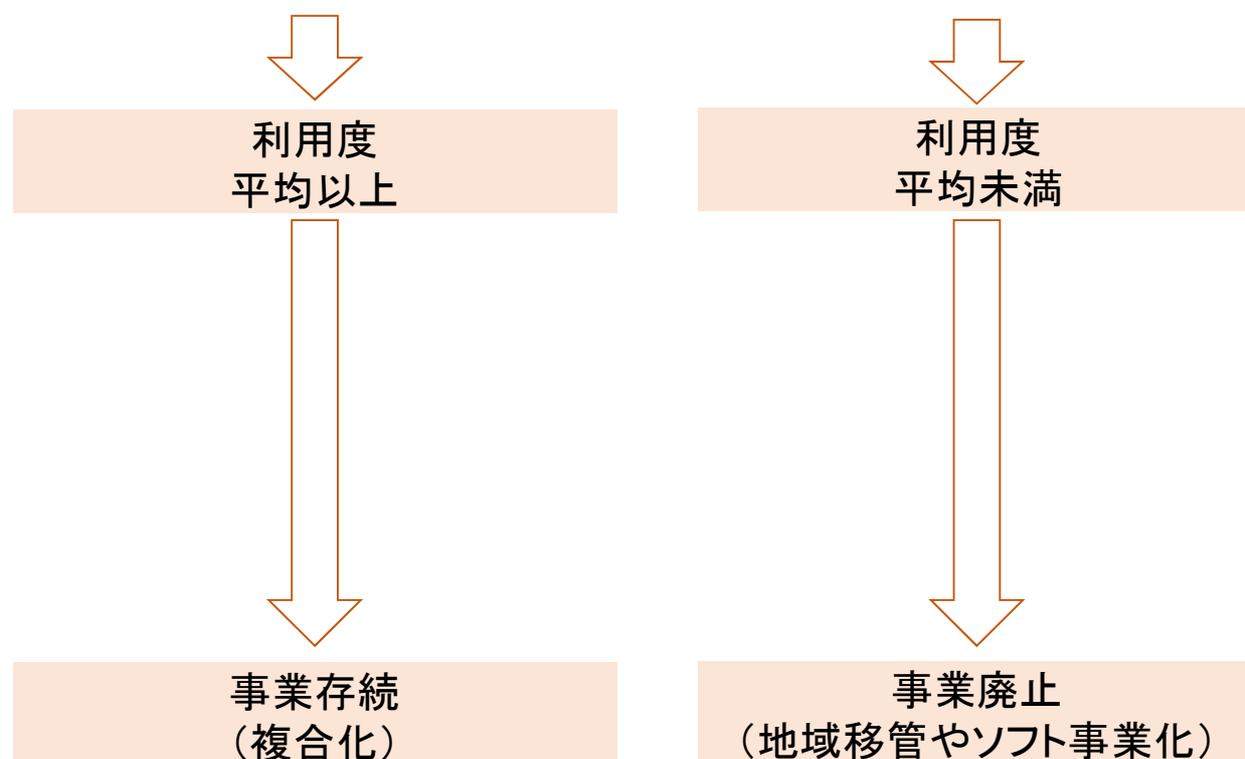
施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②） 地区図書館・図書室（圏域Ⅲ）

再編コンセプト：②機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類

※相対的に利用の少ない施設について、事業の地域移管や、ソフト事業へ転換

利用度評価

- 市内にある同種施設の3か年平均利用度（年間貸出冊数／蔵書数）を下回る施設の事業を地域移管やソフト事業への転換の対象とする。



【アウトプット】

- 事業評価（利用度評価）により、事業存続か事業廃止かを判定する。

施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②）

保健福祉施設（圏域Ⅲ）

再編コンセプト：②機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類

※相対的に利用が少ない施設は事業存続とするものの、

積極的な複合化を実施

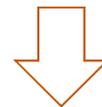
→積極的に他施設への移転を行う形で再編案を作成

利用度評価

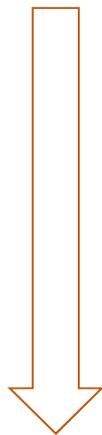
- 市内にある同種施設の利用率（保健福祉施設は諸室の利用率、社会福祉施設は貸室の3か年の平均利用率）を算出し、平均を下回る施設は、事業廃止（施設譲渡）または再編案において他施設へ移転とする。



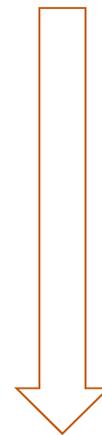
利用度
平均以上



利用度
平均未満



事業存続
（複合化）



事業存続
（積極的な複合化案作成）

【アウトプット】

- 事業評価（利用度評価）により、全施設を事業存続とするものの積極的に複合化を検討する施設が決定。

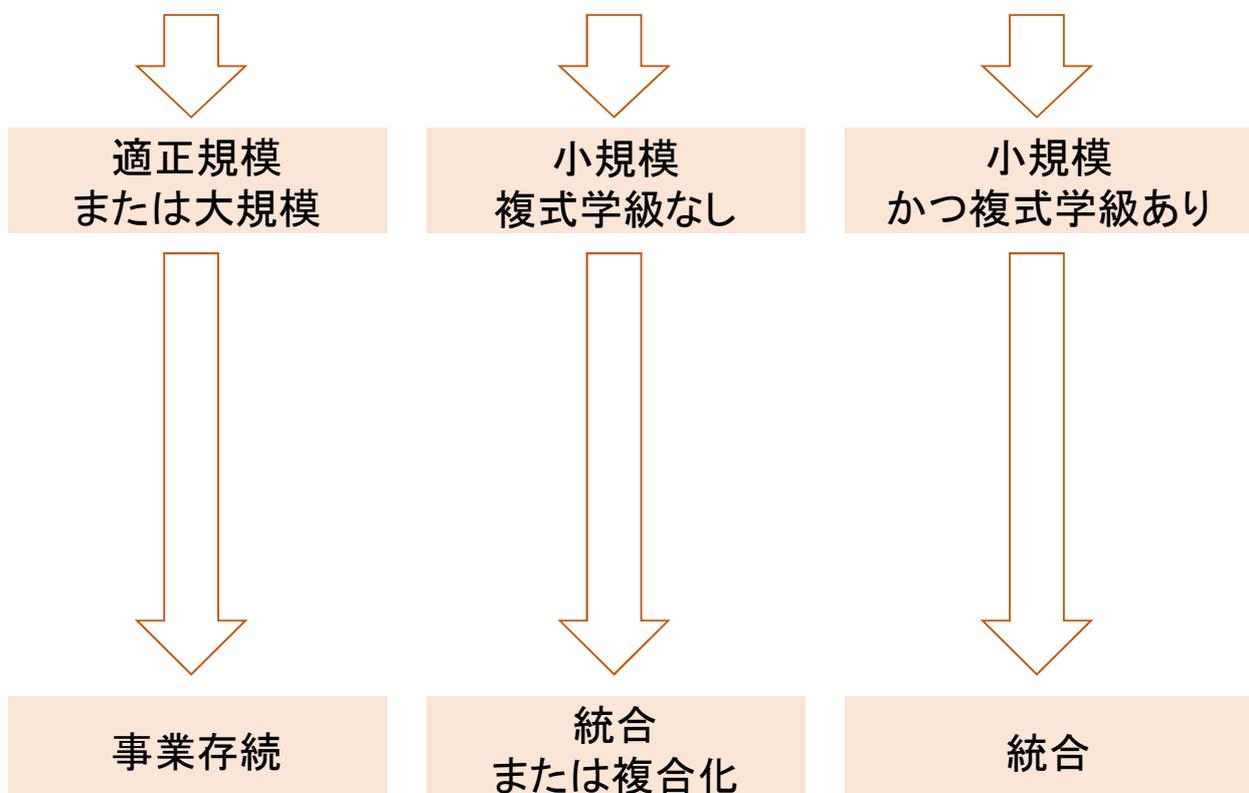
施設種類別にみた事業評価方法（再編コンセプト①②）

小学校・中学校（圏域Ⅲ）

再編コンセプト：②機能重複はなく、利用状況に応じた規模に見直す施設種類

利用度評価

- 適正規模の考え方にに基づき学級数を評価指標とし、複式学級を含む小規模校は近隣校との「統合」、複式学級を含まない小規模校は「統合または複合化」の対象と判定する。



【アウトプット】

- 事業評価（利用度評価）により、事業存続、統合または複合化、統合を判定する。

更新時期評価について（全ての再編コンセプトに共通）

更新時期評価

【目的】

- 適切な時期に改修や再編を実施するための評価
- 改修、建替え、および廃止等の実施時期にあわせて再編を実施することで二重投資を避けることを目的とする。

【手法・活用方法】

- 建築年、耐用年数、目標使用年数から上記の実施時期を算出。

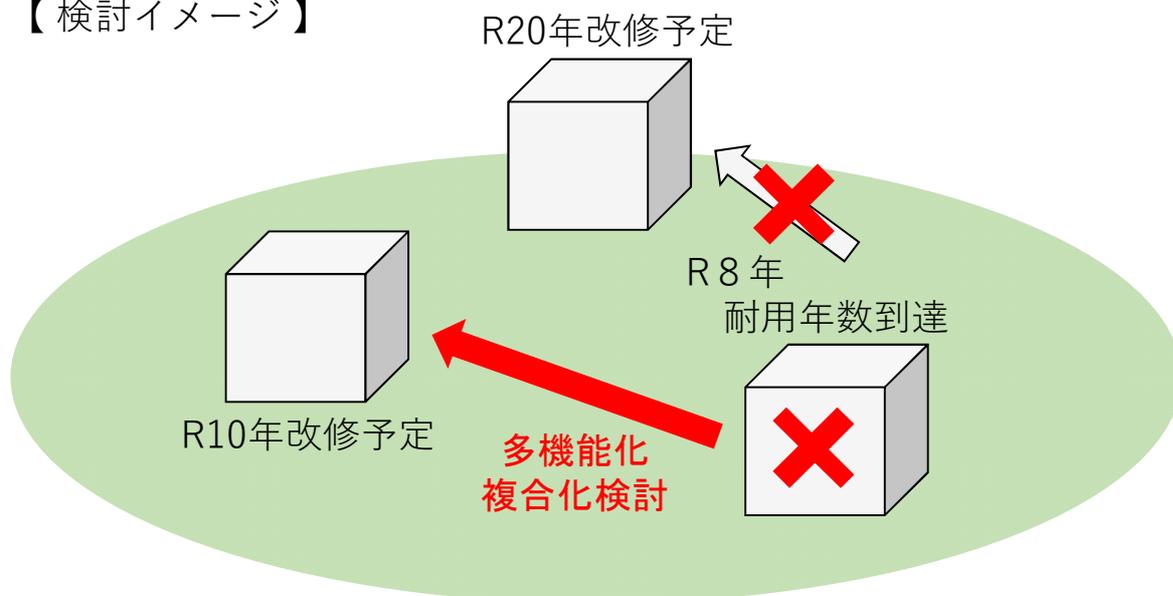
※旧耐震基準で整備した施設は、更新の検討時に健全性を確認する必要がある。

※再編案作成時に、多機能化や複合化などを改修時期や建替え年度に近い時期に実施できるよう配慮する。以下検討イメージ。

（利便性向上、活性化寄与に資する案が上記条件にあてはまらない場合も想定されるため必須要件とはしない）

※実施時期が集中しないよう、全体を見ながら調整する必要がある。

【検討イメージ】



圏域Ⅲの再編案の作成

評価結果（前提条件）

- 再編方針または事業評価により原則「事業存続」または「事業廃止」の事業方針を施設ごとに判定する。
- 圏域Ⅲ施設のうち、機能重複がある施設種類は、当該地域内の事業存続施設数を判定する。
- 事業方針を前提に、改修・更新時期を参考に中学校区ごとに複数の再編案を作成する。

【地域内施設施設一覧イメージ】

施設種類	施設名称	分類	圏域	事業評価に基づく事業方針	改修時期	更新時期
ホール施設	Aホール	①	Ⅱ	存続	R1	R20
スポーツ施設		①	Ⅱ	廃止	-	R15
		③	Ⅲ	複合化 多機能化	-	R10
コミュニティ施設	A地区公民館	①	Ⅲ	存続または廃止 2施設まで削減	R10	R30
	B公民館	①	Ⅲ	存続または廃止	R1	R20
		①	Ⅲ	改修・更新時期が近い 施設をなるべく 複合化・多機能化	R15	R35
		①	Ⅲ	存続または廃止 2施設まで削減	-	R10
高齢者福祉施設	A老人憩いの家	③	Ⅲ	廃止	-	R5
保健福祉施設	Aセンター	②	Ⅲ	存続 (複合化)	-	R10
図書館	A地区図書室	②	Ⅲ	廃止 (譲渡)	-	R15
保育園	A保育園	③	Ⅲ	民営化	R1	R20
子育て支援施設		③	Ⅲ	存続 (更新時期に複合化)	-	R15
小学校		②	Ⅲ	存続	R10	R30
	B小学校	②	Ⅲ	統合または複合化	-	R15
	C小学校	②	Ⅲ	存続	-	R10
中学校	A中学校	②	Ⅲ	存続	R15	R35
庁舎系施設	A区役所	③	Ⅱ	存続	-	R15

更新時期にあわせ
再編を実行

圏域Ⅲの再編案の作成

再編検討時期の設定

補足案

- 耐用年数は、
木造40年、鉄骨造・鉄筋コンクリート造：60年とする（①）
- 大規模改修を行う時期は築後40年とする（②）
 - ・再編検討時期は②とする。
 - ・更新を行わない方針の施設は①を廃止時期とする。

上記の時期が、2032年（計画開始から10年）以前の場合は短期、2033年以降の場合は中長期とする。

複数施設の再編（複合化、集約化）の対象に短期が1施設でも含まれている場合は、全ての対象施設を短期と判定する。

共通条件の設定

- 再編案作成の共通指針を検討・整理する必要がある。

視点	共通指針
保有面積	● 再編の実施前後で保有面積が削減できるよう再編案を作成する。
再編実施時期	● 更新時期評価に基づき、再編の実施時期は存続する施設の改修・建替え時期に極力合うように定める。
歳入の確保	● 不要となる建物、土地は売却を想定する。

圏域Ⅲの再編案の作成

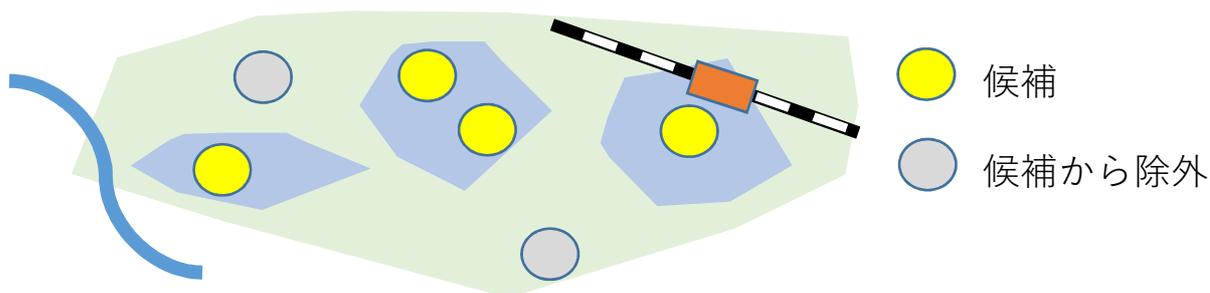
再編案作成方法

1. 複合化・多機能化を想定する施設候補の抽出

- 一定の施設規模を有する施設が複合化・多機能化の施設候補となる。
- 学校は統合を実施しない場合のみ、小規模校を候補とする。

視点	考え方
1) コミュニティ施設の活用	○コミュニティ施設を核に複合・多機能施設を整備 ○利便性の高い既存の地域活動拠点の機能強化を図る
2) 圏域Ⅰ・Ⅱ施設の活用	(当該地域に該当施設がある場合) ○圏域Ⅰ・Ⅱ施設(庁舎等)が地域内にある場合、複合化・多機能化の候補施設となりうる点を考慮。 例：北区役所の複合化(葛塚地域実行計画で実現)
3) 学校の活用	○地域内に小規模校がある場合、複合化・多機能化の対象施設として設定。 ○この場合は「イ.学校どうしの統合実施案」、「ロ.複合化とする案」のそれぞれを作成する。

- 以下の条件に適合する一定の施設規模を有する施設が複合化・多機能化の施設候補となる。
 - ①現状で一定の人口の集積がある。
 - ②現状で一定の公共施設の集積がある。
 - ③居住誘導区域内にある。



圏域Ⅲの再編案の作成

再編案作成方法

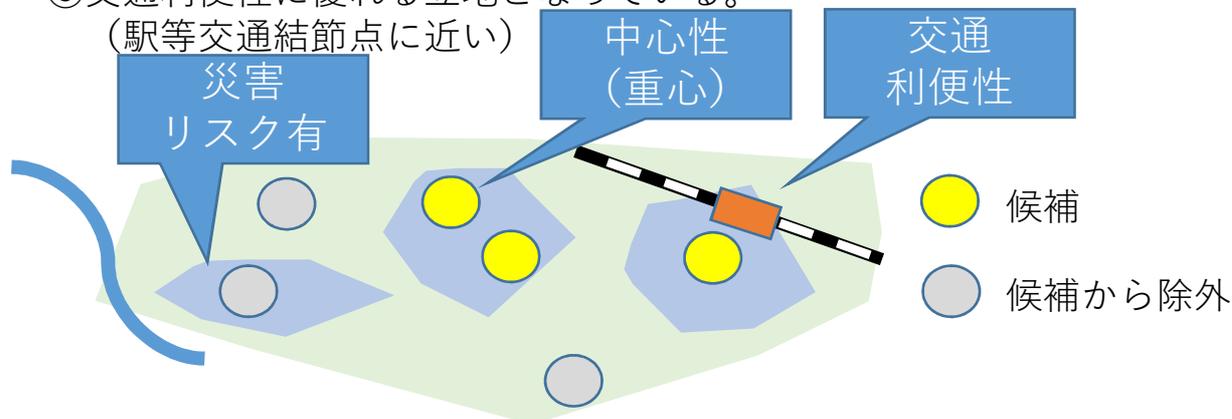
2. 公共施設配置の検討

- 1. で候補とした施設のうち地域の活動拠点となりうる施設を抽出する。以下2つの視点から総合的な観点で絞り込みを行う。

1) エリアマネジメントの視点（マクロ）

- 1. で絞り込む際の視点に加え以下の条件に適合する施設を複合化・多機能化施設の候補として絞り込む。

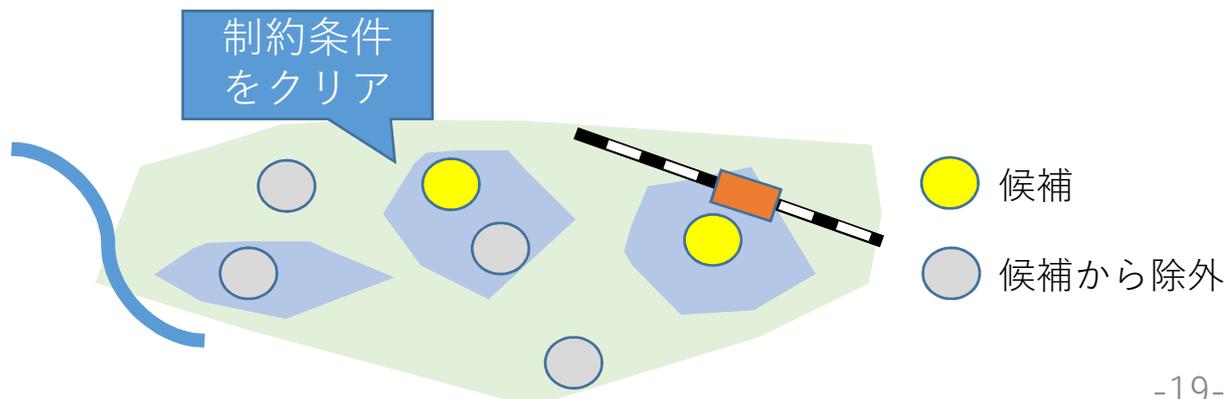
- ①地域の安全性が担保される立地となっている。
- ②地域の中心（重心）に立地している。
- ③交通利便性に優れる立地となっている。



2) 敷地・建物条件、都市計画上の制約の視点（ミクロ）

- 敷地・建物条件、都市計画上の制約を考慮し、複合化・多機能化が物理的に可能か検証し、可能な施設を抽出する。

- ①統合、複合化・多機能化を受け入れるだけの面積を確保できる可能性があるか。（教室数、用途地域上の建ぺい率・容積率の制約等）
 - ②駐車スペースを確保することが可能か。
- 1) の視点で同一の条件で複数の候補が挙がる場合、より整備しやすい施設を抽出



圏域Ⅲの再編案の作成

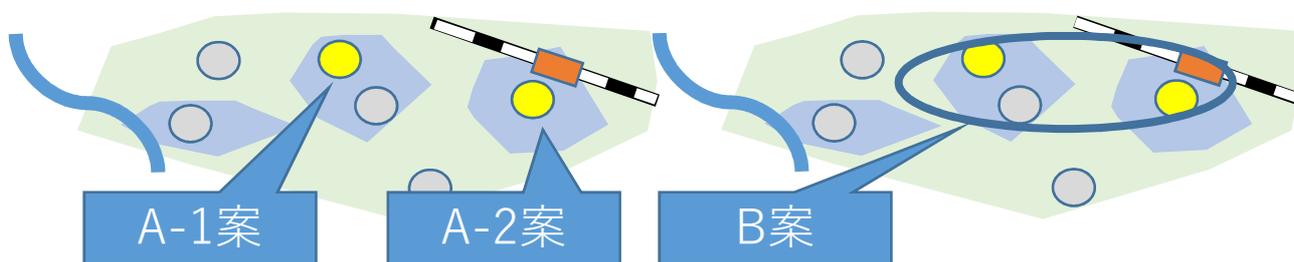
再編案作成方法

3. 集中配置・分散配置案の作成

- 抽出した複合化・多機能化候補施設を対象に集中配置案、分散配置案および基準案（コスト追求）を作成する。候補施設が1つのみの場合は集中配置案と基準案を作成する。

- ・集中配置（A案）
→下記2施設のいずれかに地域活動拠点整備

- ・分散配置（B案）
→下記2施設（候補施設全て）を
存続させ2つの複合施設を整備



4. 複合化・多機能化機能の組み合わせの整理

- 既存施設の機能、移転する施設の機能の親和性を考慮し、複合化・多機能化施設の機能を決定する。

【留意すべき事項】

- 複合化・多機能化する機能の相性
- 既存施設配置の近接性 等

補足案

5. 再編案の位置づけ

- 再編対象施設とその組み合わせ、および地域の中心性観点から、複数案の検討を行う。
- 複数案に優劣はなく、また、いずれも地域での話し合いのたたき案として公表するものであり、最終案ではない。

圏域Ⅲの再編案の作成

再編方針

補足案

- 再編方針は以下の定義により表記する。

用語	定義	備考	総量
存続	現有建物で事業を存続すること	単独で存続するほか、他施設の事業を受け入れる場合も含む	存続面積
用途変更	事業を廃止した建物を別の事業の用に供すること	「移転」の施設を受け入れる場合のみ適用	
集約	同種機能の他公共施設へ移転すること ※複数施設が集約されても、移転先の面積は増えず、全体の面積は変わらない	コミュニティ系施設 小中学校 スポーツ施設 公営住宅	廃止面積
複合化	異種機能の他公共施設へ移転すること ※複合化先の施設から床を一部譲り受ける。全体の面積は変わらない	コミュニティ系施設 資料館 ひまわりクラブ 保健福祉施設	
移転	事業を廃止した建物へ移転し事業を存続すること	「用途変更」施設へ動く場合のみ適用	
機能移転① (多機能化)	専用床、条例を持たずに他の公共施設での機能保持を図ること ⇒移転先を記載しない 憩いの家、児童館の廃止時期は耐用年数で評価 ※床面積は皆減	憩いの家 老人福祉センター その他高齢者施設 児童館 保健福祉施設	
機能移転② (提供者の変更)	サービス量の保持を前提に既存民間施設への受け入れや民間施設誘致により提供者を変更すること ※床面積は皆減	保育園【検討中のため現状は全施設該当】 (子育て支援センター) 幼稚園 公設デイ	
機能移転③ (提供方法の変更)	予約受取への転換や地域移管などにより提供方法を変更すること ※床面積は皆減	コミュニティ系施設 地区図書館 図書室 スポーツ施設	
未判定	配置方針対象外施設	存廃の判断が別途必要 レク施設/保養施設 庁舎系	未判定面積

(参考) 地域別実行計画での検討事項

- 地域個別の事情をふまえると、提示した再編案とは異なる形で複合化・多機能化施設の候補が選出される可能性もある。
- 施設の本来機能に加え、指定避難所や投票所などの機能確保にも配慮が必要。